令和2年度 保育所・認定こども園 利用申し込みのご案内

問 保健福祉課 児童福祉係 **2**476-1111 (144•145)

町では、令和2年度の保育所等利用申し込みを、次のとおり受け付けます。

令和2年1月6日(月)~1月31日(金)

(土・日・祝日を除く 8:30~17:15まで)

■利用申込に必要な提出書類 ※すべての書類が揃わないと受理できません

- 1. 施設型給付費支給認定申請書兼保育所利用申込書 (児童1人につき1部)
- 2. 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(1号で預かり保育を利用される方)
- 3. 子育てを必要とする理由を証明する書類(保護者分) (就業証明書・母子手帳の写し・診断書等)
- 4. 同意書兼誓約書

【書類は役場保健福祉課④窓口、野方支所、保育園等に準備してあります】

■提出先

- ・保育認定(2・3号)…保健福祉課④窓口 ・教育認定(1号)……各認定こども園

■保育を必要とする事由

保育所、認定こども園(保育部分)を利用できるのは、保護者などが以下の項目のいずれかに該 当することにより児童の保育ができない場合となります。

- (1) 就労 (2) 妊娠・出産 (3) 保護者の疾病、障害
- (4) 同居又は長期入院している親族の介護・看護 (5) 災害復旧
 - (6) 求職活動 (7) 就学

- (8) 虐待やDVのおそれがあること
- (9) 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

■大崎町保育所・認定子ども園一覧

種類	名 称	定員	住 所	電話
保育所	菱田保育園	50	菱田 2601	476-0568
保育所	中沖保育園	45	菱田 3093-2	477-0027
認定こども園	大崎保育園	95	仮宿 1862	476-0049
認定こども園	南光保育園	80	仮宿 1554-2	476-0025
認定こども園	野方保育園	90	野方 6095-38	478-2324
認定こども園	大丸保育園	35	横瀬 1994	476-0555
認定こども園	大崎幼稚園	100	神領 129	476-3455

■保育時間について

原 則 】 7:00~18:00 【延長保育時間】 18:00 ~ 19:00

※延長保育を利用される場合は別途延長 保育料金が必要になります。

認定こども園(教育部分)は、園によっ て異なりますが、9:00~14:00までの 間の4時間程度です。

すべての園で延長保育が利用できます。

- ★保育所は就労等のため家庭で保育のできない保護者に代わって、児童を保育する児童施設です。
- ★認定こども園は教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の両方を併せ持っている施設です。

■保育所利用料について

利用料は町民税所得割額により決定します。4月から8月分は前年度の、9月から翌年3月分 は当年度の町民税所得割額により決定します。

■副食費について

保育所、認定こども園に直接支払います。金額は園によって異なります。 年収360万円未満世帯(実際には町民税所得割で算出)及び第3子以降は免除されます。

■保育所利用料算定方法について

世帯の町民税所得割額(父母合算)により算定いたします。ただし、同居の祖父母がいる場合、 祖父母のうち収入の多い方の税額も合算する場合があります。